

スポーツクライミング競技会審判員選考規程

(目的)

- 第1条 本規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が主催、あるいは主管、共催、公認する競技会（以下「公式競技会」という。）における審判員（以下、「競技会審判員」という。）の選考について定める。
- 2 公式競技会のうち、国民体育大会スポーツクライミング競技における審判員の選考については、別に定める。

(種類)

- 第2条 競技会審判員の種類は、次の各号に定めるものとする。
- (1)「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング競技規則」第4条に定める審判長および主任審判員
 - (2) ルート審判員およびボルダー審判員

(資格)

- 第3条 競技会審判員は、原則として「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング競技審判員規程」に定める審判員資格を有するものとする。

(選考基準)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、判定の公平性および公正性の観点から、競技会審判員として選考しないものとする。
- (1) 当該公式競技会の開催年度に、「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会登録選手規程」に基づき、本協会へ登録した選手（以下「登録選手」という。）であること。
 - (2) 当該公式競技会の開催年度に、国民体育大会スポーツクライミング競技に監督として参加した、あるいは参加する予定があること。
 - (3) 当該公式競技会の開催年度に、「公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会加盟団体規程」第2条第1項に定める加盟団体において、選手強化を担当していること。
 - (4) 当該公式競技会の開催年度の登録選手の一親等以内の親族であること。
 - (5) その他、判定の公平性および公正性の観点から、競技会審判員として選考することが相当でないと考えられる場合には、競技会審判員として選考しないことができる。
- 2 前項第4号に該当する場合であっても、当該登録選手が参加しない種目あるいはカテゴリーの競技会審判員として選考することができる。

3 審判長の選考に際しては、判定の公平性および公正性の観点から、当該公式競技会が開催される都道府県を審判員資格の登録地としない者から選考するものとする。連続した同一の公式競技会あるいはジャパンツアーにおける同一の開催地において、審判長として同一人を選考しないものとする。

(選考および委嘱)

第5条 ジャパンカップ、ユース日本選手権、全国高等学校選抜スポーツクライミング選手権およびこれらと同等の規模の公式競技会における審判長および主任審判員は、A級の審判員資格を有する者から、本協会技術委員会において選考し、本協会会長が委嘱するものとする。

2 ジャパンツアーおよびこれと同等の規模の公式競技会における審判長および主任審判員は、B級以上の審判員資格を有する者から、本協会技術委員会において選考し、本協会会長が委嘱するものとする。

3 ルート審判員およびボルダー審判員については、C級以上の審判員資格を有する者から、当該公式競技会の大会実行委員会と協議の上、本協会技術委員会が選考し、本協会会長が委嘱するものとする。

4 競技会審判員の選考にあたっては、ジェンダーバランスおよび若年層の育成に配慮するものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

本規程は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。